

## 大阪府

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			2.6E+0	1.0E+2	105.1
64	エトフェンプロックス	1.4E+2	5.3E+1	3.7E+1	7.9E+1	313.2
117	テブコナゾール				8.1E+0	8.1
139	トラロメトリン			3.6E+1	6.1E+0	41.8
140	フェンプロパトリン			1.7E+1		16.9
153	テトラメトリン	1.6E+3	2.9E+1	1.4E+3	3.1E-1	2,969.1
181	ジクロロベンゼン	3.3E+3	7.9E+2			4,086.3
225	トリクロルホン		2.7E+1			27.2
248	ダイアジノン		2.9E+0			2.9
251	フェニトロチオン		7.2E+2	2.1E+1		741.3
252	フェンチオン	3.4E+1	2.6E+2	3.4E+1		332.4
256	デカン酸				1.2E+1	11.8
350	ペルメトリン	1.9E+2	1.5E+2	1.2E+2	1.7E+2	622.2
405	ほう素化合物		2.9E-1	3.2E+2	3.7E+0	326.0
427	カルバリル			1.2E+3		1,218.8
428	フェノブカルブ			7.9E+2	4.5E+2	1,240.0
457	ジクlorルボス	7.1E+2	2.6E+3			3,302.7
合 計		5.9E+3	4.6E+3	4.0E+3	8.3E+2	15365.7

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等